

別紙

生産環境総合対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21生産第10202号農林水産事務次官依命通知）の新旧対照表

改正後	現 行
<p>(別紙) 生産環境総合対策事業実施要綱</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 採択要件 本事業の採択に当たっては、次に掲げる要件を<u>全て</u>満たすものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地区推進事業にあつては、受益農家が原則として3戸以上であること。 (削る。)</p> <p>3 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 事業実施手続</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 地方農政局長等は、1により提出のあつた事業実施計画を審査し、外部の有識者の意見を踏まえ、承認を行うことができるものとする。</p> <p><u>3 地区推進事業にあつては、当該事業の範囲が他の地方農政局等の管轄区域を含む場合には、承認に当たって、あらかじめ関係地方農政局長等に事業実施計画の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> 次に掲げる事業実施計画の重要な変更は、1から<u>4</u>までに準じて行うものとする。 (1)～(7) (略)</p> <p>第7～第12 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>1</u> この通知は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p><u>2</u> 平成22年度までに実施された事業については、なお従前の例によるものとする。</p>	<p>(別紙) 生産環境総合対策事業実施要綱</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 採択要件 本事業の採択に当たっては、次に掲げる要件を<u>すべて</u>満たすものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 地区推進事業にあつては、受益農家が原則として3戸以上であること。 <u>ただし、別表第1の事業種類欄の1の(2)のアの事業については、この限りでない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 事業実施手続</p> <p>1 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 地方農政局長等は、1により提出のあつた事業実施計画を審査し、外部の有識者の意見を踏まえ、承認を行うものとする。なお、地区推進事業において、<u>当該事業の範囲が他の地方農政局等の管轄区域を含む場合には、承認に当たって、あらかじめ関係地方農政局長等に事業実施計画の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。</u> (新設)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> 次に掲げる事業実施計画の重要な変更は、1から3までに準じて行うものとする。 (1)～(7) (略)</p> <p>第7～第12 助成 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>2 農業生産地球温暖化総合対策事業実施要綱(平成20年4月1日付け19生産第9734号農林水産事務次官依命通知)、有機農業総合支援対策実施要綱(平成20年3月31日付け19生産第9836号農林水産事務次官依命通知)及び施肥体系緊急転換対策事業実施要綱(平成21年4月1日付け20生産第9625号農林水産事務次官依命通知)は廃止する。</p> <p>3 2により廃止した事業実施要綱に基づき平成21年度までに実施された事業の実施状況の報告及び評価については、なお従前の例によるものとする。</p> <p>(新設)</p>

別表第1（第2、第3関係） 農業生産地球温暖化対策事業

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助率
1 地球温暖化防止策 (1) (略) (2) 施設園芸の温室効果ガス排出削減対策 (削る。) ア (略) (削る。) イ (略) (削る。)	助成の対象は、次に掲げるとおりとする。 (削る。) 1 地区推進事業（事業種類欄の1の(2)のアの事業） (1) (略) 2 全国推進事業（事業種類欄の1の(2)のア以外の事業） (1)～(5) (略)	事業内容欄の事業の実施主体は、次に掲げる者とする。 1 地区推進事業 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (削る。) 2 (略)	定額 ただし、事業種類欄の1の(2)のアの事業にあっては1/2以内

別表第2（第2、第3関係） 有機農業総合支援事業

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助率
1～4 (略)	助成の対象は、次に掲げるとおりとする。 1 全国推進事業（事業種類欄の全ての事業） (1)～(6) (略)	1 (略)	(略)

別表第3（第2、第3関係） 農業生産環境対策事業

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助率
1～3 (略)	助成の対象は、次に掲げるとおりとする。 1 地区推進事業（事業種類欄の1の(5)の事業） (1) (略) (2) (略) (3) 施肥指導に資する調査及び情報収集 (4) (略) 2 地区推進事業（事業種類欄の2の事業） (1) (略) (2) 土壌診断に係る研修会の開催 (3) (略) 3 地区推進事業（事業種類欄の3の事業） (1) 地域有機資源の探索及びその有効利用に向けた調査・検討 (2) 地域有機資源を原料とする肥料の周知・普及 (3) (略) (4) (略) 4 全国推進事業（事業種類欄の1の(1)から(4)まで及び(6)の事業） (1)～(5) (略)	(略) 1 地区推進事業 (1)～(7) (略) (8) 民間団体（生産局長が別に定めるものをいう。） ただし、事業種類欄の1の(5)の事業にあっては、(7)に掲げる者のみとする。また、(8)の民間団体については、 <u>事業種類欄の3の事業のみ実施できるものとする。</u> 2 (略)	(略)

別表第1（第3関係） 農業生産地球温暖化対策事業

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助率
1 地球温暖化防止策 (1) (略) (2) 施設園芸・農業機械の温室効果ガス排出削減対策 ア 施設園芸省エネルギー設備リース支援事業 イ (略) ウ バイオディーゼル燃料普及・調査事業 エ 農業機械省エネルギー性能評価方法確立事業 オ (略) カ 省エネルギー資材・設備等格付事業 2 (略)	助成の対象は、次に掲げるとおりとする。 1 地区推進事業（事業種類欄の1の(2)のアの事業） (1) 施設園芸の省エネルギー化に必要な生産局長が別に定める設備のリースによる導入 2 地区推進事業（事業種類欄の1の(2)のイの事業） (1) (略) 3 全国推進事業（事業種類欄の1の(2)のア及びイ以外の事業） (1)～(5) (略)	事業内容欄の事業の実施主体は、次に掲げる者とする。 1 地区推進事業 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (8) 設備利用者とリース事業者の共同実施（生産局長が別に定めるものをいう。） ただし、事業種類欄の1の(2)のアの事業にあっては、(8)に掲げる者のみとする。 2 (略)	定額 ただし、事業種類欄の1の(2)のアの事業にあっては定額（リース料のうち物件購入相当の1/2以内）、イ及びエの事業にあっては1/2以内

別表第2（第3関係） 有機農業総合支援事業

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助率
1～4 (略)	助成の対象は、次に掲げるとおりとする。 1 全国推進事業（事業種類欄のすべての事業） (1)～(6) (略)	1 (略)	定額

別表第2（第3関係） 農業生産環境対策事業

事業種類	事業内容	事業実施主体	補助率
1～3 (略)	助成の対象は、次に掲げるとおりとする。 1 地区推進事業（事業種類欄の1の(5)の事業） (1) (略) (2) (略) (新設) (3) (略) 2 地区推進事業（事業種類欄の2の事業） (1) (略) (新設) (2) (略) 3 地区推進事業（事業種類欄の3の事業） (1) 地域有機資源の有効利用に向けた検討会の開催 (新設) (2) (略) (3) (略) 4 全国推進事業（事業種類欄の1の(1)から(4)及び(6)の事業） (1)～(5) (略)	(略) 1 地区推進事業 (1)～(7) (略) (8) 民間団体（生産局長が別に定めるものをいう。） ただし、事業種類欄の1の(5)の事業にあっては、(7)に掲げる者のみとする。 2 (略)	(略)